

生駒市訓令甲第1号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成24年3月生駒市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 課内室長 都市計画課学研推進室長及び都市計画課住宅政策室長をいう。

第2条第13号中「市民活動推進センター所長、清掃リレーセンター所長」を「消費生活センター所長、市民活動推進センター所長」に、「消費生活センター所長」を「清掃リレーセンター所長」に改める。

第4条第5項中「所管主幹及び所管課内室長が、課長、所管主幹及び所管課内室長」を「所管主幹が、課長及び所管主幹」に改め、「所管課長補佐」の次に「及び所管課内室長」を加え、同条第6項中「又は所管課内室長」を削り、「所管課長補佐」の次に「及び所管課内室長」を加え、同条第7項中「課長補佐」の次に「又は課内室長」を加える。

第5条第2項の表中「課内室長、課長補佐」を「課長補佐、課内室長」に改める。

第11条第1項中「課内室長、課長補佐」を「課長補佐、課内室長」に改める。

第34条に次の2号を加える。

(12) テレワーク&インキュベーションセンターの使用許可に関すること。

(13) テレワーク&インキュベーションセンターの休館日及び使用時間の変更に関すること。

第44条の2を削る。

第45条の次に次の1条を加える。

(地域包括ケア推進課長の専決事項)

第45条の2 地域包括ケア推進課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 包括的支援事業の調査研究に関すること。
- (2) 軽易な地域包括支援センターとの調整に関すること。

第50条（見出しを含む。）中「病院事業推進課長」を「地域医療課長」に改め、同条中第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 軽易な地域医療連携の調整に関すること。

第56条の2の次に次の1条を加える。

(都市計画課住宅政策室長の専決事項)

第56条の3 都市計画課住宅政策室長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易な住宅政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 軽易な空き家施策の企画及び調整に関すること。

第64条第1項中「課内室長、指導主事及び課長補佐」を「指導主事、課長補佐及び課内室長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第11条関係）

1 人事に関する事項

事項	専決区分							
	副市長	部長	次長	課長	主幹	課長補佐	課内室長	施設長
(1) ア 宿泊を	部長、	所属職						

出張命令	伴う出張	消防長	員						
	イ ア以外 の出張		部長、 次長、 次長の 所管に ない課 長、専 門官	所管に 属する 課長、 専門官	主幹、 指導主 事	課長補 佐、課 内室 長、施 設長	所属職 員	所属職 員	所属職 員
(2) 附属機関の委員その他構成員の出張命令			○						
(3) 休暇届及び欠勤届		部長、 消防長	次長、 次長の 所管に ない課 長、専 門官	所管に 属する 課長、 専門官	所属職 員				所属職 員
(4) 時間外勤務命令	ア その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間			○					
	イ ア以外 の間				所属職 員				所属職 員
(5) 臨時職員の採用			○						

2 事務の処理に関する事項

事項	専決区分							
	副市長	部長	次長	課長	主幹	課長補佐	課内室長	施設長
(1) 許可、認可及び命令		重要なもの	定例又は軽易なもの	定例かつ軽易なもの				
(2) 証明	重要又は異例なもの	比較的重要なもの		定例又は軽易なもの				
(3) 申請、副申、届出、調査、報告、照会、回答及び通知		重要なもの		定例又は軽易なもの				定例かつ軽易なもの
(4) 行政文書の開示等		重要なもの		定例又は軽易なもの				
(5) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に係る事項		重要なもの		定例又は軽易なもの				
(6) 要綱、事務取扱要領等の制定及び改廃	比較的重要なもの	軽易なもの						
(7) 予算に定めのある国庫補助及		○						

び県補助の申請								
(8) 課相互の総合調整及び運営			○					
(9) 公簿及び図書の閲覧				○				
(10) 広報活動		重要なもの		軽易なもの				
(11) 主管事務についての当事者の呼出し				○				
(12) 各種台帳の作成及び整備				○				
(13) 主管事務に関する統計、資料等の収集				○				
(14) 主管団体の指導				○				
(15) 前各号以外の事務の処理	重要なもの	比較的重要なもの		定例又は軽易なもの				定例かつ軽易なもの

3 財産に関する事項

事項	専決区分							
	副市長	部長	次長	課長	主幹	課長補佐	課内室長	施設長
(1) 財産(物品を除く。)の交換及び処分	500万円未満	200万円未満	100万円未満	50万円未満				
(2) 備品の処分	1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	200万円未満				
(3) 備品の管理換え				○				

4 収入に関する事項

事項	専決区分							
	副市長	部長	次長	課長	主幹	課長補佐	課内室長	施設長
(1) 歳入の調定		1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	300万円未満	100万円未満	100万円未満	100万円未満
(2) 市税、使用料、手数料その他の諸収入の減免	当該減免の額が300万円未満のもの	当該減免の額が100万円未満のもの又は減免の基準が明確なもの	当該減免の額が75万円未満のもので、かつ、減免の基準が明確なもの	当該減免の額が50万円未満のもので、かつ、減免の基準が明確なもの				
(3) 滞納処分		○	定例又は軽易なもの					
(4) 欠損処分		○						
(5) 歳入歳出外現金の受入通知				○				○

5 支出に関する事項

事項	専決区分							
	副市長	部長	次長	課長	主幹	課長補佐	課内室長	施設長
(1) 工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工	5,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	300万円未満	100万円未満	100万円未満	100万円未満
(2) 報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金、賃金、需用費(燃料費、光熱水費及び賄材料費に限る。)、役務費(通信運搬費、火災保険料、自動車保険料及び保険料に限る。)、負担金補助及び交付金(保険給付費等扶助費的なものに限る。)、扶助費、補償補填及び賠償金(公債費に限る。)並びに償還金、利子及び割引料(市税償還金及び公債費に限る。)に係る支出負担行為				○	300万円未満	100万円未満	100万円未満	100万円未満
(3) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為	1億円未満	5,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満	300万円未満	100万円未満	100万円未満	100万円未満
(4) 前2号以外の支出負担行為	5,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	300万円未満	100万円未満	100万円未満	100万円未満
(5) 支出命令及び歳入歳出外現金の払出命令				○	300万円未満	100万円未満	100万円未満	○

備考

- 1 次長の専決に係るもので、次長が置かれていない場合にあつては、部長が専決するものとする。
- 2 主幹の専決に係るもので、主幹が置かれていない場合にあつては、課長が専決するものとする。
- 3 課長補佐又は課内室長の専決に係るもので、課長補佐又は課内室長が置かれていない場合にあつては主幹が、課長補佐、課内室長及び主幹ともに置かれていない場合にあつては、課長が専決するものとする。
- 4 課長補佐の専決に係るもので、課に複数の課長補佐が置かれているときは、

課長があらかじめ指定する課長補佐が専決するものとする。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。